

# 法と買収と脅迫

——インドネシア・タンジュンプリオク事件特別人権法廷

今村祥子

## I 市民社会は生まれたのか

インドネシアで長期にわたり独裁体制を築いてきたスハルト体制が一九九八年に崩壊し、「民主化」が実現してから一六年の年月が経過した。インドネシアに「市民社会」は生まれているだろうか。市民社会の定義は多様であろうが、国家権力と対峙しうる自律性の高い市民の存在、および市民の間の連帯の可能性は、市民社会の誕生に不可欠な要素である。このような条件は現在のインドネシアに存在するののか。

本稿は、この問いに答えるべく、スハルト体制期に起きた国軍による人権侵害事件「タンジュンプリオク事件」を

取り上げ、民主化後にこの事件の真相究明と責任追及を目指して行われた特別人権法廷を分析する。被害者、および彼らを支援する政党勢力、大衆団体らの団結した闘いが勝ち取った裁判であったが、結論から言えば、人権法廷がもたらした結果は被害者にとって惨敗のものであった。裁判への失望は、被害者を中心とする社会勢力の連帯をも崩壊させた。なぜこのような結果とならざるをえなかったのか。民主化後のインドネシアにおける市民社会の一断面として、タンジュンプリオク事件特別人権法廷の推移を明らかにしていきたい。

## II 事件の背景

タンジュンプリオク事件とは、一九八四年九月一二日深夜、ジャカルタ北部の港湾地域タンジュンプリオクで起きた、ムスリム住民からなるデモ参加者への国軍による無差別発砲事件である。

事件の背景には、当時スハルト大統領が強力に推し進めていたパンチャシラ政策があった。パンチャシラとは、サンスクリット語で「五本の柱」を意味し、インドネシアにおいて独立以来、国家の基礎を成す五原則と位置づけられてきたものである。五原則自体は抽象的で曖昧模稜としたものであったが、スハルト体制は、パンチャシラの「正しい」解釈を制定し、徹底した学校教育や公務員教育を通じて、国家に忠実な国民からなる秩序正しいインドネシアをつくることを目指した。その流れのなかで編まれたのが、インドネシアのあらゆる政治社会団体に対してパンチャシラを唯一の原則とするよう義務づける法案である。実のところ、この法案が最大の標的としていたのはイスラム勢力であった。すでに共產主義勢力の殲滅に成功していたスハルトが当時最も警戒していたのは、イスラム・シンボルの動員力だったからである。イスラムが人口の九割近くを占

めるインドネシアにおいて、イスラムの政治的動員は権力者にとつて大きな脅威となりえた。<sup>\*2</sup>

イスラム勢力は、パンチャシラ唯一原則化の裏にあるスハルトの意図を察知し、激しく抵抗した。しかし、政府の執拗な懐柔工作と脅迫により、イスラム政党である開発統一党および主要なイスラム団体は、最終的にパンチャシラ唯一原則化を受け入れていった。そのなかで、最後まで声高に政府への批判を続けたのが、コミユニティレベルで活動を続けるイスラム説教師たちだった。タンジュンプリオクは、特にこのような説教師たちの活発さで際立った地域であった。<sup>\*3</sup>

## III タンジュンプリオク事件の勃発

タンジュンプリオク事件の直接のきっかけは、事件の四日前、一九八四年九月八日に起きた。地域を管轄するバビンサ（Babinsa：陸軍の地方機構の末端に位置し、村落に設置される）の兵士の一人が、コジャ地区のムシヨラ（イスラム礼拝所）にブーツのまま上がり、説教集会の告知などに関する掲示物に側溝の黒い汚水をかけた。<sup>\*4</sup>兵士のこの振る舞いは付近住民の激しい反発を買ひ、住民の一部が兵士のバイクに放火する事態となった。この放火により、四人

の青年が逮捕された。このようななかで九月二日夜、タンジュンプリオクのアルアラフ・モスクで恒例の説教集会が開催された。四青年が依然として拘束されたままであったため、説教師たちの語る内容は自然と釈放要求に及んだ。興奮した聴衆は、地元の有力企業家アミル・ビキの掛け声に従い、四青年の釈放を要求すべく、モスクを出発して北ジャカルタ小分区司令部へとデモ行進を開始した。しかし、目的地へ向かう途中、デモ隊は北ジャカルタ警察署前の路上で、すでに隊列を組んで待機していた兵士たちに止められた。ここで、突然の発砲が始まったのである。

事件の経緯について、事件翌日にムルタニ国軍司令官が行った説明は次のようなものであった。すなわち、一二日夜二三時頃、約一五〇〇人の群衆が、逮捕された四人の釈放を要求して北ジャカルタ警察署を襲撃した。警察署には一五人の当直の警察官がいただけであった。警察官は説得を試みたが功を奏さなかったため、威嚇射撃を行ったが、群衆は鎌を振りかざして襲い掛かり、警察官の銃を奪おうとした。そこで、やむをえず彼らに向けて発砲した結果、九人の死者（その後、一人人に訂正される）と五三人の負傷者が出た (Kompas 1984. 9. 14)。

これに対し、現場にいた被害者たちが民主化後に行った証言は大きく異なる。彼らが北ジャカルタ小分区司令部へ向かって行進していく途中、北ジャカルタ警察署前にさし

かかると、前方に完全武装の兵士たちが隊列を組んで待機していた。デモ隊が歩みを止めると、兵士たちが突然人々に向かつて発砲を開始した。人々は予期せぬ発砲にパニックに陥り、ある者は逃げまどい、ある者はショックで動くこともできずにその場に倒れこんだ (Subhan & FX 2004: 11)。

事件当時二一歳であったユスロン氏の証言は生々しい。ユスロン氏はデモに参加して銃撃されたが、死体に埋もれて死んだふりをし、辛うじて生き延びた。彼によると、無差別発砲がやんだ直後、路上に倒れている人々のなかには生存者がかなりいたが、兵士たちが一人一人の体を踏みつけて回り、生存者を発見すればただちに銃殺した。無差別発砲後に現場に到着した軍のトラックは、路上に横たわる人々の生死に構わず、彼らを踏みつけて走行していった。現場の無数の遺体を片付けるため、北ジャカルタのゴミ収集車まで現場に動員されたという。ユスロン氏はほかの遺体とともにトラックに積み上げられ、ガトット・スプロト陸軍病院に運ばれたところで初めて助けを求めた。トラックの荷台には五層ほど遺体が積み重ねられていた (D & R 1998. 7. 27)。だが、これほどまでに多くの遺体の

大部分がその後どこへ消えたのかは不明であった。事件の実態が政府の公式説明と大きくかけ離れていたことを示唆する証言は、スハルト体制崩壊後になって元国軍

関係者からも出てきた。事件発生時、タンジュンプリオクの現場とジャカルタ軍管区司令部との無線のやりとりの一部始終を偶然耳にした海軍退役少佐ラスマナ・イブラヒムは、二〇〇〇年五月に国家人権委員会の調査に対し次のように証言した。事件当夜、「国軍司令官の命令にもとづく」とされるジャカルタ軍管区司令部から現場への指示は三回に及んだ。第一に、二二時頃、タンジュンプリオク住民からの四青年釈放要求に対し、「無視せよ」との指示が現場に伝えられた。さらにその約一時間後にも同じ指示が繰り返された。最後に、タンジュンプリオクの現場から「アミル・ビキが群衆を率いてモスクを出発した」との報告が入ると、ジャカルタ軍管区司令部は、「ただちに実弾で制圧せよ」と命じた。さらにその後、現場からの無線で死者と負傷者が数百人に及ぶことが伝えられると、軍管区司令部は、「現場の清掃のため、軍および民間のトラック、消防車を出動させよ」と命じた。<sup>\*7</sup>

しかし、これらの証言はあくまで民主化後に初めて公に語られ、報道されるに至ったものであり、一九八四年当時、政府の公式説明と矛盾する事実は完全に封じ込められた。事件後、多くの者が行方不明となったが、家族は生死の情報さえ得られなかった。銃撃で負傷し、病院に運ばれた被害者たちは、「治安を乱した」、「兵士に抵抗した」などの理由で逮捕され、拘束中は苛烈な拷問を受けた。<sup>\*8</sup>最終

的に、逮捕された被害者の一部についてののみ裁判が行われ、彼ら自身には見覚えのない鎌などの武器が「抵抗」の証拠となり、二年から三年程度の禁固刑を言い渡された。<sup>\*9</sup>

逮捕者は事件の直接の被害者とどまらなかつた。事件の五日後、当時一貫して政府に批判的な言動を続けていた有力退役軍人などからなる「五〇人請願グループ」が、独自に入手した情報をもとに事件の「白書」を作成し、真相究明チームの設置を要求した。しかし、この白書は広く配布されたにもかかわらず、これを記事に取り上げるマスメディアは一つとしてなかった (Tapol 2002: 53)。そればかりか、「白書」の作成に関与したダルソノ退役中将与イスラム活動家 A・M・ファトワ氏の二人が国家転覆罪で逮捕され、それぞれに禁固一年と一八年の判決が下った。<sup>\*10</sup>

突然に家族の消息を失った人々は、家族を捜して声を上げることもできなかつた。事件後、タンジュンプリオクという地域自体が、政府に反逆した土地として差別の対象となったからである。<sup>\*11</sup>被害者やその家族は、いつ誰に密告されるか分からないという恐怖から、公の場では事件について一切語らなくなつた。ただ密室において声を潜めて話すだけだつた。<sup>\*12</sup>こうして、タンジュンプリオク事件の真相は、スハルト体制の崩壊まで葬り去られることとなつた。

## IV スハルト体制崩壊と真相究明への期待

タンジュンプリオク事件で父親を失ったワンマイエティ氏は、スハルト体制の崩壊について、「ありえないと思いつつ続いていたことが現実起こった」と述懐する。予想を超えた巨大な政治変動は、事件の被害者の状況を大きく変えた。事件について公に「語る」ことが可能となっただけでなく、被害者同士が公然と団結し行動する機会がもたらされたのである。

スハルト体制崩壊の直後から、タンジュンプリオク事件の真相究明を要求する運動が始動した。これらの運動は、事件を「スハルト体制」対「イスラム勢力」という構図のもとに捉え、イスラム勢力の名誉回復と事件に関与した者の責任追及を要求するもので、イスラムを旗印とする団体にとって格好の主張の場となった。それゆえ、事件の直接の被害者だけでなくさまざまなイスラム団体が、国家人権委員会、国会、国防省などに真相究明を要求するデモを行い、遂には事件当時に国軍司令官であったベニー・ムルダニやジャカルタ軍管区司令官であったトリ・ストリスノラを名指しにして、裁判で彼らの責任を明らかにせよと訴えるに至った (Kompas 1998, 6, 20; 1998, 7, 11; 1998, 9, 2)。

退役将軍たちを裁けとの要求が公然と行われたことは、事件をめぐる言論の自由が大きく拡大したことを象徴していた。このような空気の中、かつて密室でしか事件を語れなかった被害者たちは、徐々に表に出始めた。一九九八年八月頃、新聞に、タンジュンプリオク事件の被害者たちに対して集結を呼びかける広告が載せられた。広告を見た被害者たちが指定された住所を尋ねていくと、そこは事件で殺害されたアミル・ビキ氏の自宅であり、新聞広告はアミル・ビキ氏の未亡人らが結成した被害者団体「九月二日基金」が出したものであることが分かった。最終的に、この「九月二日基金」に登録した被害者とその家族は一五人に上った。<sup>\*13</sup> 当然、集結したのは被害者の一部でしかなかったが、彼らは事件から一四年後に初めて公の場で集い、互いの経験や情報を共有するに至ったのである。

被害者やイスラム団体による度重なる要求を受け、事件の再調査と裁判への動きはごく緩慢にはあるが進み始める。ここから裁判に至る道程は、被害者に期待と深い失望とを繰り返し味わわせるものとなった。

事件解明の核心的役割を果たす機関として期待されたのは国家人権委員会であった。<sup>\*14</sup> 民主化後に新たに作られた法令により、同委員会には、人権侵害事件の捜査を行い、その成果を検察に提出する権限が与えられていた(「基本的人権に関する法律一九九九年第三九号」、「人権法廷」に関する

特別政令一九九九年第一号」。一九九八年一〇月、国家人権委員会はタンジュンプリオク事件の予備調査に着手し、翌年三月、同事件において確かに人権侵害が起きたことを認める声明を出すとともに、政府に対し、事件の真相解明や責任の究明を提言した。<sup>\*15</sup>ともかくも、公的機関が事件における人権侵害の存在を認めたことは、スハルト体制期より一貫してきた政府見解を根本的に覆すものであった。

二〇〇〇年二月、国家人権委員会のもとに、事件の本格的調査を行う「タンジュンプリオク事件人権侵害調査委員会（K P 3 T）」が設置された。しかし、K P 3 Tは当初からその中立性において疑わしい点が数多く見られ、しばしば幻滅した被害者たちの怒りを買った。<sup>\*16</sup>三ヶ月の調査の末にK P 3 Tが発表した報告書は、果たして被害者を大きく失望させる内容であった。報告書は、同事件において国軍の市民に対する人権侵害が起きたことは認めたものの、デモに参加した群衆もまた破壊行為や放火を行ったとし、同等に批判した。さらに事件の犠牲者数について、国軍側の主張を容れる形で二四人と結論づけた。ジョコ・スギアントK P 3 T委員長は、報告書を国会に提出した後の記者会見で、タンジュンプリオク事件における国軍の発砲は群衆が抵抗したためにやむを得ず行われたものであって、意図的かつ計画的な大量虐殺が行われた証拠は発見されなかったと述べた（Kompas 2000. 6. 17）。

この報告および会見内容には、必然的に被害者やイスラム団体から激しい抗議が起こり（Kompas 2000. 6. 21）、さらに検察もK P 3 Tの報告書はいまだに不十分な点があると認めたため、報告書はいったんK P 3 Tに戻されることとなった（ELSAM 2003a: 3）。これを受けて国家人権委員会は新たな人員からなる再調査チームを任命した。再調査チームは、前任者であるK P 3 Tと比べれば、より踏み込んだ調査を行った。特に重要な成果は、第一に、K P 3 Tが行おうとしなかった犠牲者の埋葬地の少なくとも一部について掘り起こしを実施したことである。第二に、事件の責任を問われるべき国軍関係者の氏名を具体的に明らかにしたことである。特に注目されたのは、事件当時、現場レベルで事件に対処した兵士たちだけでなく、ジャカルタ軍管区司令官であったトリ・ストリスノ、および国軍司令官だったベニー・ムルダニら高官の名も挙がっていたことだった。<sup>\*16</sup>

再調査チームによる成果報告書は二〇〇〇年一〇月、検察庁に提出された。検察は一月一三日に特別捜査チームを設置した。法律の規定により、捜査チームは報告書を受け取ってから九〇日以内（六〇日までの延長可能）に捜査を終えることが義務づけられていた。被害者が解明を求めつづけていた事件の実態と責任の所在がようやく明らかになる可能性が見え始めた。

## V 「和解」攻勢

人権法廷の実施が次第に現実味を帯びてくると、加害者として糾弾される恐れのある国軍関係者は、被害者と「和解」の合意を結ぶことで裁判を阻止しようと画策を始めた。その動きの中心となったのは、事件当時のジャカルタ軍管区司令官で一九九〇年代には副大統領となったトリ・ストリスノである。

トリは、スハルト体制の崩壊後まもなく、タンジュンプリオク事件の真相究明要求が上がり始めたのを見て、早急に被害者の懐柔に動き、一部の被害者を取り込むことに成功していたが、<sup>\*20</sup>それにもかかわらず人権法廷の実施へ向けた動きは進み、上記のとおり二〇〇〇年末には検察が特別捜査チームを設置する段階に至った。ここに来て、裁判を潰そうとする国軍関係者の努力は一層真剣味を増していた。二〇〇一年三月一日、ジャカルタのスング・クラバで、国軍側と被害者、およびその家族との間で和解を結ぶ場が設けられた。国軍を代表していたのはトリ・ストリスノをはじめとする事件に関係する退役および現役軍人らであり、他方、被害者側を率いていたのは被害者団体「九月一二日基金」幹部であった。<sup>\*21</sup>この集まりにおいて、国軍側

と被害者側が相互に許し合い、恨みや敵意を消し去ることを内容とする声明が出された。<sup>\*22</sup>

スング・クラバに集まった八六人の被害者および家族には、当日、現金入りの封筒が配られた。中身は、一人あたりおおむね二〇〇万ルピアであった。<sup>\*23</sup>ある被害者によれば、国軍側の話し方は、「まるで賠償金や被害者家族への援助の資金が無限に用意されているかのような」印象を与えるものだった (Kontras 2008: 5)。<sup>\*24</sup>

この和解において被害者側を代表した「九月一二日基金」は、これ以降、和解組の被害者のみを代表する組織となり、事件に関与した国軍関係者からの援助を受け取るようになった。他方で、和解を拒否する被害者は、同基金を離れ、独自に「タンジュンプリオク事件の被害者および家族の会 (Kadep)」を立ち上げた。

トリ・ストリスノの和解戦術はさらに周到だった。後日、被害者らとともにアブドゥルラフマン・ワヒド大統領 (当時) に面会し、和解の合意文書を手渡すとともに、「タンジュンプリオク事件はすでに解決した」と伝えたのである。大統領との面会を終えたトリは、記者会見を開き、国会議員に対しても和解の存在を考慮するようにと要請した (Kompas 2001. 3. 16)。

他方、被害者に接近したのは国軍関係者だけではなかった。同時期に、スハルトの三男トミーも、「九月一二日基

金」のメンバーをチェンダナ通りのスハルト邸に招き、四億ルピアの小切手を渡した。トミーの要求はただ一点、この事件で裁判が行われることになってもスハルトの名前を出さなということであった。<sup>\*25</sup>

トリ・ストリスノを中心とする国軍関係者が和解とその宣伝に奔走していたころ、国会では、人権法廷を設置するか否かの最終判断が下される段階に入っていた。この国会が、スハルト体制期のように容易に操られる組織ではなくなっていることは明らかだった。民主化後初めての総選挙により、イスラム・シンボルを前面に押し出した諸政党が議席を獲得しており、被害者たちはこれらの政党の議員に接触していた。加えて決定的だったのは、新たに国会副議長長の座についていたのが、かつてスハルト体制下でタンジュンプリオク事件の真相究明を要求する「白書」の作成にかかわったことにより、一八年の禁固刑を受けたA・M・ファトワだということであった。<sup>\*26</sup>

結局、二〇〇一年三月六日に国会第二委員会が人権法廷の設置を決定し、三月二日に国会本会議によって承認された。これを受け、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領の「二〇〇一年大統領決定第五三号（二〇〇一年四月二三日）」により、タンジュンプリオク事件に関する人権法廷の設置が確定した。<sup>\*27</sup> 退役・現役軍人の強力な働きかけにもかかわらず、国会が裁判実施の方針を貫く形となった。

## VI 人権法廷——脅迫と買収

ようやく実施が決まった裁判が実際に開廷したのは二〇〇三年九月である。上記の大統領決定から二年半近くの時間を要したのは、検察による捜査と被告人の特定が大幅に遅れたからであった。<sup>\*28</sup>

だが、待望された人権法廷の現実の姿が明らかになるにつれ、和解を拒否して闘ってきた被害者たちは再び深い失望を味わうことになった。最大の問題は、事件の責任を問われるべき被告となるのは誰かであった。すでに述べたとおり、国家人権委員会の再調査チームは、事件当時の国軍トップであるベニー・ムルダニとジャカルタ軍管区トップのトリ・ストリスノの責任をも問うべきと結論づけていた。だが、検察が長い期間をかけた末に最終的に人権法廷の被告としたのは、事件発生時に現場レベルで対処した兵士らを中心とする一四人のみであった。<sup>\*29</sup> 被告のうち、事件当時の位階が最も高かったのは、ジャカルタ軍管区司令部憲兵隊長だったブラノウオ大佐であり、続いて北ジャカルタ軍分区のR・A・プタル・プタル中佐とスリヤント大尉、さらに、最末端に位置するタンジュンプリオク砲兵部隊のストリスノ・マスチュン曹長とその一〇人の部下たち



であった。具体的な人権法廷は、プラノウォ裁判、ブタル・ブタル裁判、スリヤント裁判、ストリスノとその部下の裁判と、四つに分けて開かれることとなった。

被告が国軍のなかのごく下層に限られたことは、法廷闘争を望む被害者たちにとってすでに打撃であったが、その後の裁判過程は、彼らにとつてさらに苦々しい闘いとなった。トリ・ストリスノらと和解を結んだ被害者たちが証言を一変させ、むしろ被告の支援者として裁判に参加したからである。和解組は、「和解こそが我らの幸せ」と染め抜かれた揃いのTシャツや帽子を身に着け、前方の傍聴席を陣取っており、その周りには制服を着た現役兵士が彼らを護衛するかのように入込んで座った。<sup>\*30</sup>

さらに彼らは証言に立つと、かつてK P 3 Tや検察捜査チームに対して行つた証言を突如撤回し、被告に有利な証言へと変更した。すなわち、「兵士たちは人々に向かって撃つ前に上空や地面に向けて威嚇発砲をした」、「デモ参加者のなかには鎌を持って丸腰の兵士を追い回している者もあった」など、証言を国軍側の主張に沿ったものへと変えたのである。また、陸軍分区司令部や刑務所などで拷問や虐待を受けたと証言していた被害者たちも、「たまに殴られただけで虐待というほどではない」など、被告たちに有利な方向へと証言を変化させた。<sup>\*31</sup> 証言を翻した被害者たちは、その理由について一様に、「検察に証言した時点で

まだ国軍を恨んでいたのでわざと嘘をついた。この法廷での証言が真実だ」と述べた。実のところ、彼らは法廷に入る前に「九月一二日基金」事務所に集められ、証人席でどのように語るべきか、国軍側から指導を受けていたのだつた (Konras 2008: 32)。

他方で、和解を拒否し、証言を変えずに法廷で闘おうとする被害者に対しては、執拗に買収が試みられた。被告に近い国軍関係者や和解組の被害者らが、真実を述べようとしている被害者を個別に訪れ、金銭などと引き替えに証言の取りやめを促した。<sup>\*32</sup> 法廷においても、証言のために出廷した被害者に対し、休憩時間に被告の妻や息子が近づき、「いくら欲しいのか」と金銭や小切手を渡そうとする光景は頻繁に見られたという。<sup>\*33</sup> 裁判所の駐車場に、安価な中国製バイクがずらりと並んだこともあった。証言の変更や撤回の見返りとして、約束されたバイクが裁判所に届けられたのである。<sup>\*34</sup>

被害者に対する脅迫もまた絶え間なく続いた。被害者や家族らは、諜報部員と見られる者たちに自宅まで尾行され、密かに（あるいは「密かに」という風を装って）写真を撮られた。何者かが自宅に電話をかけてきて、法廷でどのような証言をするつもりかを尋ねたうえで、「気をつけろよ」と脅しをかけることもあった (Konras 作成年不明: 7)。

さらに法廷において、被告およびその背後にいる国軍は、

権力のシンボルを見せつけることにより、無言のうちに法廷を支配しようとした。たとえばスリヤント被告は、裁判当時、陸軍特殊部隊（コパス）司令官の地位にあったが、彼はコパスの制服に身を固め、司令官の指揮杖を備えた姿で出廷した。スリヤント裁判の第一回公判には、諜報トップのシャフリ・サムスディン少将と国軍参謀総長ジャマリ・チャニアゴ中将ら高官が傍聴に訪れたほか、コパスのバス数台で乗りつけた現役兵士らが銃を携えた姿で傍聴席を占め（ELSAM 2003p. 3）、法廷の入り口では兵士らが傍聴希望者に身分証提示を要求し、入場者を制限した（Kontras 2008: 17）。このような国軍側の振る舞いに対し、裁判官たちは一切抗議を行うことはなかった。この法廷にあつて被告に不利な証言をすることは、何者にも保護されない一個人が国軍そのものと対峙するかのようであった。制服を着た現役兵士たちが傍聴席を埋める光景は、それだけですでに証人に多大な圧力をかける効果をもったが、加えて、証人が被告に不利な証言を行うと、兵士らは一斉に拳を突き上げ、「うそだ！うそだ！」と合唱した。さらに、揃いのTシャツを着た和解組の被害者までもが、合唱に加わり野次を飛ばした。<sup>\*36</sup>

制服姿の兵士たちが傍聴席を占拠する様子を、被害者の一人は次のように語る。「裁判が開かれるたび、被告の支援者たちはまるでサッカーのサポーターのようでした。彼ら

はここぞとばかりに権力を見せつけていました。彼らの携えている備品についたマークは国のものであつて個人のものではないはずなのに」。「それでもなお真実を述べようとしたわれわれ被害者は、ただ見ていることしかできませんでした。同じ国の市民という同胞であつても差別が存在すること、権力や国家機関が誤つた使われ方をしていることを感じながら」（Kontras 2008: 18）。

和解を拒む被害者たちにとつて、さらなる打撃となつたのは、被害者のなかでも特に重要な証言者であつたユスロン氏が、裁判の途中で事実上証言を撤回したことである。すでに述べたとおり、ユスロン氏は事件の際、無差別発砲により負傷したものの、死んだふりをして他の被害者の遺体とともにトラックの荷台に載せられ、病院に搬送された人物である。ユスロン氏の目撃証言は、事件の実態を明らかにする上で不可欠であつた。しかし最終的に、スリヤント被告はユスロン氏の証言を封じ込めることに成功した。裁判当時、ユスロン氏の母親は癌に冒されていたが、高額な手術費用を出すことができず、治療の望みは絶たれていた。そこへ、スリヤント被告が治療費の援助を行ったのである。<sup>\*37</sup>

ユスロン氏をはじめとする被害者たちの証言撤回を正当と認めるか否かにつき、第一審の判断は法廷ごとに分かれた。証言の撤回や和解の成立を単なる刑の減輕事由の一つ

としてのみ扱う法廷もあれば、証言撤回は正当な根拠に基づくとして新たな証言を証拠として採用する法廷もあった。<sup>\*38</sup> 証言撤回に対する判断の違いを反映して、撤回が正当と認められた裁判においては被告は無罪となり、撤回を認めない、もしくは部分的にしか考慮しないと判断された裁判の被告は有罪となった。すなわち、有罪判決を受けたのは、ストリスノ・マスチュン被告（禁固三年）、および彼の部下一〇名（いずれも禁固二年）、およびブタル・ブタル被告（禁固一〇年）である。これら一二名は、被害者に対する損害賠償も命じられたが、明確な金額は示されなかった。他方、残るスリヤント被告とプラノウオ被告は無罪となった。

一部の被告に有罪判決が出たとはいえ、その量刑の軽さは、和解を拒み一貫した証言によって闘い続けた被害者を失望させた。しかも、打撃はそれだけに終わらなかった。第二審では一転して、すべての被告が無罪放免となり、それが最高裁の最終判断でも支持されたのである。第一審で出された損害賠償に関する判決も、二審以降は具体的な決定がなされることなく曖昧なままに残された。裁判のたびに傍聴席を占めていた和解組の被害者たちは、無罪判決が言い渡されると笑顔で被告の軍人と握手を交わした。裁判を経て、和解した被害者と和解を拒んだ被害者の間には、埋めがたい断絶が生まれていた。

しかし、和解組の被害者も、間もなく失望と後悔を味わうこととなる。彼らは、被告に有利な証言をすれば自分たちのための資金が「無限に用意されているかのような」誤解をしていた。しかし国軍関係者たちは、いったん無罪を勝ち取ると、被害者からの要求に一切応じなくなった。<sup>\*40</sup> 和解組の被害者は、そこで初めて騙されたことを悟った。

他方、和解を拒んだ被害者たちは、第一審判決文で言及された損害賠償を実現させるために活動を継続することとなり、現時点でなお続行中である。和解組の被害者のなかには、損害賠償請求に加わりたい、改めて裁判を起こすなら参加したい、と申し出る者たちが現れている。<sup>\*41</sup> しかし、裁判で闘い続けた被害者たちは和解組を裏切者と見なし、この申し出を拒絶しつづけている。人権法廷がもたらしたものは、正義の実現手段としての裁判制度への失望と、民主化によって団結を得た被害者たちの再度の分断であった。

## Ⅶ むすびにかえて

### ——被害者不在の記念集会

二〇一三年九月一二日、タンジュンプリオク事件の無差別発砲の現場となった北ジャカルタ警察署前の高架下で、事件発生から二九周年の記念集会が行われた。この集会

は、民主化以降、毎年九月一二日に行われてきたものである。近年は、和解を拒否した被害者の会である Ikapri が主催してきた。だが、二〇一三年の集会主宰者は Ikapri でも「九月一二日基金」でもなかった。垂れ幕に記されていた主催団体の名は、「八四年タンジュンプリオク事件被害者家族の会（略称 PAKU KOTA 84）」であった。この垂れ幕は、アミル・ビキの実弟ベニー・ビキが、Ikapri を構成する被害者や Ikapri を支援してきた人権団体である KontraS に断りなく作ったものである。

この集会の顕著な特徴は被害者の不在であった。参加者は最終的に六〇人から七〇人ほどになったが、事件の被害者はわずか二人であった。一人は、裁判の際に母親の手術費用をスリヤント被告から受け取り、証言を撤回したユスロン氏である。彼は、手術費用を援助してくれなかった人権団体 KontraS を恨み、現在はベニー・ビキと行動をとりにしている。集会に参加したもう一人の被害者は、事件で父親が行方不明となったまま現在に至る女性、ワンマ イエティ氏である。彼女は和解を拒み、一貫して闘いを続けてきた。

被害者がほぼ不在の集会において大多数を占めたのは、「ラスカル・メラ・プテイ（紅白民兵団、以下 LMP）」という「大衆団体」のメンバーであった。LMP は、公式サイトの情報によれば二〇〇〇年一〇月に設立された<sup>\*42</sup>。実際

のところ、マスメディアの報道に登場する LMP は、しばしば暴力的な事件を起こすゴロツキ集団である。金銭で雇われ、暴力行為や示威運動をサービスとして提供する集団と見なされている。

タンジュンプリオク事件二九周年集会に参加していたのは LMP 北ジャカルタ支部のメンバーだった。彼らは揃いの迷彩色のジャケットや T シャツを身につけ、バイクなどに分乗して三々五々集まってきたが、最終的には参加者の八割ほどを占めた。この集団を率いていたのは同支部のアルワ議長であり、同氏はかつてタンジュンプリオク事件の際にデモ行進に加わったが、軍による銃撃の際には辛うじて逃げ延びた人物である<sup>\*44</sup>。現在はイスラム教師「ウスタズ (Ustadz)」を名乗る。KontraS 活動家によれば、アルワが率いる LMP 北ジャカルタ支部が、タンジュンプリオクの集会に参加し始めたのは二〇一二年のことである。

LMP がなぜ、何を狙ってタンジュンプリオク集会に参加しているのか、詳細は不明である。だが、少なくとも二〇一三年の集会から見て取れることは、人権法廷を経て、被害者たちが和解を受け入れた「九月一二日基金」と和解を拒んだ「Ikapri」とに分裂し、団結した行動がもはや不可能となっているなか、「タンジュンプリオク事件の被害者」の立場を利用して発言力を高めようと狙う第三者が登場しつつあるということである。

集会の中盤、主催組織「PAKU KOTA 84」の代表者としてベニー・ビキ氏が壇上に上がった。ベニー氏がタンジュンプリオク事件被害者の救済を訴える演説をぶち、最後に大声で、「被害者よ！」と呼びかけると、揃いのTシャツを着たLMPメンバーたちが、「闘え！」と叫び返し、宙に拳を突き上げた。これは、スハルト体制下のさまざまな暴力事件の被害者が集会で合言葉のように使っている掛け声である。だがこの集会においては、掛け声に参加する「本物の」被害者はユスロン氏ただ一人だった。ワンマイエティ氏は彼らの掛け声を離れたところから見ていたが、会の終了を待たずに帰っていった。

民主化は、スハルト時代にはありえなかった被害者の団結を可能にした。そして、事件について公然と語りうる空間をもたらしした。しかし、ようやく集結を果たした一〇〇人以上の被害者とその家族は、それから一五年余りが経った現在、事件の記念集会にさえ居場所を失ってしまった。民主化が生み出した「市民の発言の場」を、被害者の代わり埋めたのはごろつき集団であった。なぜこのような事態になったのか。

たしかに民主化は、スハルト時代とは性質の異なる国会を生み出した。トリ・ストリスノがいかに「和解」の成果を大統領に直接宣伝したところで、国会は構わず人権法廷の設置を決めた。これは民主化による大きな変化である。

しかしながら、人権法廷の実施における要となる司法機関は独立を維持しているとは言いがたい状況にあった。検察官はしばしば露骨に国軍を支持する態度をとり、裁判官は、法廷でこれみよがしに権力を見せつける国軍に対して制御する力を持たなかった。裁判の結果は、すべての被告の無罪放免であった。

これらの問題の根は、裁判所の独立や被害者・証人の保護といった制度的な課題にとどまらない。第一に、和解を拒んで闘おうとした被害者につきまとったのは、「国軍の悪事を暴こうとすれば、何をされるか分からない」という、いわば法のコントロールの及ばない相手に対して抱く恐怖と無力感であった。<sup>\*45</sup> 裁判所も、この恐怖から被害者を守る術をまったく持って持たなかった。法がいかに司法の独立を謳い、証人の保護を謳おうとも、国軍に対するこのような恐怖感が存在する限り、外見上の制度は容易に揺るがされる。

第二に、被害者たちの経済的困窮は、被告ら国軍関係者がわずかな金で被害者を買収することを可能にした。裁判を起こし闘う権利が認められても、生計の維持に日々苦闘する状況にあった被害者の大部分は、この権利をいとも簡単に放棄した。これが、いったんは団結できた被害者たちの間に埋めがたい分断を生んだ。

さらに、人権法廷という新たな制度がつくられても、裁

判が結局のところ真実究明・責任追及の決め手とはなりえないこと、換言すれば、裁判が圧力行使の切り札として使えないことが明らかになると、民主化当初に被害者を積極的に支援するかに見えたイスラム政党やイスラム団体は、この事件に対する関心を急速に失い、被害者のもとを離れていった。司法制度による正義の保証が望めないところで、少数の市民が団結して公権力と闘い続けることはあまりに困難である。

タンジュンプリオク事件人権法廷の経緯を見るならば、法に縛られない権力への恐怖と経済格差とが、法制度の影に隠れた隠微な権力行使の余地を生んだことが分かる。脅迫と買収は、民主化後一時的にせよ連帯の兆しを見せたタンジュンプリオク事件の真相究明を求める運動を完全に分解させてしまった。

それでもなお、民主化が生み出した希望があるとすれば、タンジュンプリオク事件のみならず、国家によるさまざまな人権侵害事件の被害者たちが、裁判制度への失望にもかかわらず、連帯して闘おうとする機運が細々とながら存続すること、そして、それを支えようとするNGOの努力が続いていることであろう。だが、公権力による人権侵害を自ら体験し、闘い続けようとする被害者は圧倒的少数であり、市民の大多数は、「過去の暗い話にこだわるより未来へ向かおう」という空気を共有している。公権力と対

決しようとする市民と、公権力の過ちを水に流そうとする市民とが、絆を結ぶ共通の市民社会を作り出すことは、現時点ではきわめて難しい。

市民が、この分裂を再び克服することはできるのだろうか。それは、いかにして可能となるのか。制度改革の枠を超えた根深い問題である。

#### ●注

\*1 五原則とは、一、唯一神への信仰、二、公正で文化的な人道主義、三、インドネシアの統一、四、合議制と代議制のもとでの英知に導かれた民主主義、五、全インドネシア人民に対する社会正義、である。

\*2 一九七〇年代半ば頃から政府は、共産主義者をEKI (Ekstrem Kiri: 極左)、イスラム勢力をEKA (Ekstrem Kanan: 極右)とセットで呼び、体制の安定を脅かしうる二大勢力として位置づけるようになった (Komisi Nasional Hak Asasi Manusia 2003: 32)。

\*3 タンジュンプリオクはジャカルタ北部に位置する、インドネシアの最大級の港である。そこには職を求めて多くの人々が流れ込み、港の周辺に密集した集落をつくっている。なかでも、バンテン、西ジャワ、マドウラ、プギス(スラウエシ)などの出身者が多いが、これらの地域に共通していることは、敬虔なムスリムが多く、人々の生活においてイスラムが重要な位置を占めているということである (Tapol 2002: 44-45)。

\* 4 兵士がムショラを訪れたとき終始土足のままであったことは、後の裁判で、当の兵士たちが事実であると認めた。しかし、彼らは「中庭までしか入っていない」と主張した (Tapol 2002: 57)。

\* 5 ユスロン氏に対する K P 3 T 調書 (Nomor: 001/BAP/KP3T/11/00)。

\* 6 この夜、ジャカルタ中の病院に対し、国軍司令官より、「銃撃による負傷者が運ばれて来たら、一切受け入れず、すべてガトット・スプロト陸軍病院に送るように」という指令が出されていた。このため、知人らによって病院に運ばれた被害者も、最終的にはガトット・スプロト陸軍病院に移送されることになった (Komisi Nasional Hak Asasi Manusia 2003: 20, 24)。

\* 7 事件当夜、ラスmana・イブラヒム少佐はジョグジャカルタ統合地域司令部の情報モニター室におり、ジャカルタ軍管区司令部と北ジャカルタ小分区のやりとりを偶然耳にした。

その後、次第に事件の背景を知るとに、同少佐は国軍に失望し一九八七年に退役の道を選んだ (Komisi Nasional Hak Asasi Manusia 2003: 23; Hartian Tempo 2000: 5, 7)。

\* 8 被害者マルロ氏は、最初に拘束された陸軍北ジャカルタ小分区司令部において、殴る蹴る、たばこの火の押しつけなどの暴行を受けたほか、被害者同士で殴り合うことを強要された。このときマルロ氏とともに拘束された友人は、この拷問により精神に異常を来し、兵士の制服を見るとおびえて泣き叫ぶようになった (マルロ氏インタビュー、二〇一三年二月二〇日)。

\* 9 拘束された被害者たちの体験については、Subhan &

Gunawan 2004 を参照。

\* 10 多くの有力者を含む「白書」作成者の全員を逮捕することが現実的ではないなか、この二人が逮捕者として選ばれたことには、象徴的な意味があったと、A・M・ファトワ氏は見ている。ファトワ氏は、長年政府の政策に批判的な活動を受け、数度の逮捕を経験しても活動をやめなかったことから、それに対する見せしめとしてであり、ダルソノ退役中將については、たとえスハルト大統領のかつての同僚であり新秩序体制設立の功績者であっても、現政権に刃向かう者は許さないと、メッセージを発するためである (A・M・ファトワ氏とのインタビュー、二〇一三年九月一三日)。

\* 11 被害者ワフデイ氏とのインタビュー (二〇一三年二月二八日)。逮捕者は、釈放後も教育・就労の機会を奪われた。さらにその家族も、「元共産党員の家族」という烙印を押され、同様に社会から疎外されていった。

\* 12 被害者の娘ワフマイエティ氏とのインタビュー (二〇一三年二月一九日)。

\* 13 ワンマイエティ氏とのインタビュー (二〇一三年二月一九日)。この基金に登録するまで、ワンマイエティが知っている被害者は隣人男性一人のみであった。

\* 14 国家人権委員会は、一九九三年、国連人権委員会がスハルト体制下の人権侵害に深い懸念を表明したことへの対応として、当時の政府が設置した機関である。民主化後は法改正を通じ、より独立した地位とより広い権限が付与された。しかし国家権力からの自立性については現在に至るまでしばしば疑問が呈されている。

\*15 声明の全文は、Fatwa 2005: 229-231を参照。

\*16 少なくとも一部のK P 3 Tメンバーは、被害者への聞き取りの際、加害者との和解を勧めるかのような発言をし(Fatwa 2005: 122)、他方で、国軍関係者に対する聞き取りは不徹底であった。事件当時、国軍総司令官だったベニー・ムルダニは、K P 3 Tの調査に対し、同事件に関するスハルト体制の公式説明を繰り返したただけだったが、K P 3 Tからは、被害の実態や責任の所在について突っ込んだ質問は何一つなされなかった(ベニー・ムルダニに対するK P 3 T調書、Nomor 104/BAP/KP3T/V/00)。そもそもK P 3 Tが設立された当初から、密かに国軍との調整が行われていたとする指摘もある(Kompas 2000, 6.19)。

\*17 K P 3 T報告書「Ringkasan Eksekutif dari Laporan Penyelidikan dan Pemeriksaan Pelanggaran HAM di Tanjung Priok Tanggal 12 September 1984」(Fatwa 2005: 232-244に全文掲載)。この報告書は、犠牲者数が数百人上るという市民の証言について、「直接数えただけではなく」、「印象と推測に基づくものでしかない」と断じた。

\*18 トリ・ストリスノなどの証言に基づき、ジャカルタ市内の二ヶ所から一四人の遺体が発見され(Fatwa 2005: 131)、解剖の結果、その多くに銃弾を受けた痕跡が発見された(Tajuk NO.18, Tahun III, p.30)。

\*19 再調査チームが責任を問うべき国軍関係者として挙げた全氏名のリストは、ELSAM (2003a: 5)を参照。

\*20 トリは、被害者の一部を自宅に招待し金銭を与えたほか、家を提供することを約束した。さらに、一九九九年一月

に設立されたばかりだった正義統一党の幹部であったトリは、被害者らに議席を与えることも約束した(ベニー・ピキ氏に対するK P 3 T調書、Nomor: 052/BAP/KP3T/111/00)。この結果、被害者と家族五二名は、一九九九年五月に、事件に関して個々の国軍メンバーの責任を問うことはできないとする声明を発表した(Fatwa 2005: 110)。

\*21 九月一二日基金の名は、タンジュンプリオク事件の起きた日付に由来する。この基金はインドネシア民主化後に、タンジュンプリオク事件の被害者数名と、アミル・ピキ氏の未亡人デウィ氏を中心となって設立した被害者団体であり、一〇〇人以上に上る被害者とその家族が参加していた。人権法廷の実施が決まったころから、事件に関与した国軍関係者らによる基金への接近が始まり、二〇〇一年の「和解」成立後には、裁判で被告となっている軍関係者から金銭やトラックの提供などが行われ、両者の関係はより緊密になっていった(Kontitas活動家タウド氏とのインタビュー、二〇一三年九月一六日)。

\*22 ただし、この「和解」が法的手続きによる解決を放棄するものなのか否か、この時点では曖昧なままに残され、双方に明確な合意があったわけではなかった。その食い違いは、後に一部の被害者が「和解」の意思を撤回するという事態を生んだ(Kompas 2001: 3.16)。被害者の多くは、法的手続きや被害者の権利に関する知識を持っておらず、「和解」の意味、および現金と引き替えに要求されることを熟考していたかは疑わしい。

\*23 ある被害者は、その際の現金の配分について、「それま



で声高に主張してきた被害者ほど、高額を渡されていた」と述べた(ワンマイエティ氏インタビュー、二〇一三年九月一日四頁)。

\*24 ただし表向きには、「和解」に金銭授受が伴うことは明かされず、「心からの純粋な和解」であることが強調された(Kompas 2001. 3. 16)。

\*25 Kompas 活動家ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。トミー・スハルトとの会談に参加したベニー・ビキ氏(アミル・ビキの実弟)は、このときトミーが、タンジュンプリオク事件はベニー・ムルダニ国軍司令官の陰謀であつて、スハルトは関与していないと述べたという(ベニー・ビキ氏とのインタビュー、二〇一三年九月七日)。

\*26 当時のアクバル・タンジュン国会議長は、タンジュンプリオク事件に関する国会の最終判断について、事件の被害者であるA・M・ファトワ国会副議長には一任していたため、ファトワ副議長は「当然のこととして」人権法廷を開く方針を押し進めた(A・M・ファトワ氏とのインタビュー、二〇一三年九月一三日)。

\*27 この大統領決定は同時に、東ティモール人権法廷の設置をも定めた。

\*28 事件の被害者に理解を示していたバハルディン・ロバ検事総長は、就任から一ヶ月足らずの二〇〇一年七月、訪問先のサウジアラビアで急死した。その後を継いだラフマン検事総長のもとの捜査は遅々として進まず、トリ・ストリスノらはこれを好機と捉えてか、念押しするかのように被害者たちと再度の和解合意を結んだ。さらにトリーは、この和解を根

拠に、ラフマン検事総長に対し、捜査を中止し容疑者氏名の公表も取りやめるよう求めた(Kompas 2001. 9. 22)。

\*29 被告人のリストについてはELSAM 2003a: 5を参照のこと。ベニー・ムルダニとトリ・ストリスノが被告から外れたことについて検察側は、「タンジュンプリオク事件は、現場で突発的に起きたものだ。トリ・ストリスノとベニー・ムルダニは報告を受けてから現場に急行した」と述べ、この二人に命令責任は存在しないという見方を示した(Kompas 2003. 2. 11)。

\*30 和解に応じた被害者たちは、裁判当日になると、まず「九月一二日基金」の事務所集合し、揃いのTシャツを与えられたうえで、すでに用意されているバスで裁判所へと向かった(Kompas 2008. 32)。

\*31 和解組の被害者による証言変更の具体例については、Kompas 2008; Elsam 2003cを参照。

\*32 被害者イルタ・スミトラ氏は、スリヤント被告の裁判で証言を予定していたところ、現役の兵士が訪ねてきて、証言内容を被告に有利なものへ変更するよう依頼し、引き換えに、金銭、バイク、および職の提供を申し出た。イルタ氏にこれを拒絶すると兵士は去って行った。さらに次の機会には、すでに和解に応じた別の被害者がやってきて、「理想主義を気取るのはやめろ」と言い、小切手を渡そうとした(Subhan & Gunawan 2004: 7)。

\*33 被告の関係者たちは、「前金として今すぐに数十万ルピア(数千円)払う。証言をやめれば家を買ってやる」、「バリ旅行に連れて行ってやる」などの甘言によって、被害者の証

言をやめさせようとした(被害者マルロ氏とのインタビュー、二〇一三年二月二〇日)。

\* 34 被害者ワンマイエティ氏とのインタビュー(二〇一三年二月一四日)。

\* 35 Summary Report KontraS<sup>7</sup>. 被害者マルロ氏は、「裁判官たちも怯えていたと思う」と裁判の様子を述懐した(マルロ氏とのインタビュー、二〇一三年二月二〇日)。

\* 36 イルタ・スミトラ氏とのインタビュー(二〇一三年二月二八日)。

\* 37 ユスロン氏は当初、母親の手術費用に関し、被害者を支援していた人権擁護団体 KontraS に金銭援助を求めたが聞き入れられず、悲観して被害者仲間の前で涙を流していたという(ワンマイエティ氏インタビュー、二〇一三年九月一四日)。そのような状況において突然、スリヤント被告が第三者を通し、入院中のユスロン氏の母親に直接二〇〇〇万ルピアを届けた。その際、スリヤント被告から裁判に関する伝言や要求は一切なかったが、ユスロン氏はそれを一種の脅迫と受け取った。結局その二〇〇〇万ルピアで母親の手術が行われ、その後スリヤント被告の裁判で証言席に座ったユスロン氏は、次のように述べた。「われわれ家族は、スリヤント氏が、証言内容の変更などを要求することなく、純粋な気持ちから母を救ってくださったことに感謝しています。だから今日、私はこの場で証言することはできません。私が何を証言しても、自分と(スリヤント)被告を傷つけるだけですから」。この曖昧な発言に対し、裁判官からさらなる説明を求められると、ユスロン氏は、「タンジュンプリオク事件で、

私は凶悪な犯罪に遭いました。(そしてまた)私はありがたい施しを受けました」とだけ述べた(KontraS 2008: 15-16)。

\* 38 Transkrip Keterangan Putusan Terdakwa Soetrisno Mascung Tanggal 20 Agustus: 9.

\* 39 Putusan Nomor 04HAM/Ad Hoc/23/Pengadilan HAM Jakarta Pusat: 17.

\* 40 KontraS 活動家ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。このような結果となったことについて、和解を拒否して裁判で証言台に立ったマルロ氏は、「買収された被害者は、軍に騙されただけでなく、自尊心まで失った。自分にはまだ自尊心はある」と表現した(マルロ氏とのインタビュー、二〇一三年二月二〇日)。

\* 41 ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。和解組の一部は、二〇一一年以降、しばしば KontraS 事務所を訪れ、被告たちは何でもくれると言ったのに嘘だった、和解は過ちであったと謝罪し、再び一緒に闘いたいと申し出ているという。

\* 42 ラスカル・メラ・プティの公式サイトには、世話人として、トミー・スハルトが名を連ねている。 <http://www.laskarmerahputih.org/>

\* 43 たとえば、二〇一三年四月にはジャカルタ西部で、裁判所命令に基づく土地差し押さえの執行を妨害したとして、LMP のメンバー一五八人が警察に逮捕されている。 <http://us.metro.news.viva.co.id/news/read/405620-polisi-telusuri-pihak-yang-sewa-laskar-merah-putih>

\* 44 ダウド氏とのインタビュー(二〇一三年九月一六日)。

\*45 この無力感は、人権擁護団体 Kontras の中心人物ムニル氏の暗殺事件によりさらに決定的となった。ムニル氏は、国軍による人権侵害問題について積極的な活動を続けており、タンジュンプリオク事件の被害者のことも一貫して支援し続けた人物であったが、二〇〇四年九月七日、オランダ留学に向かうガルーダ機内で毒殺された。諜報機関の関与が疑われたものの、裁判では黒幕は明らかにならなかつた。

●参考文献

単行本

- Fatwa, A. M. (2005) Pengadlin HAM Ad Hoc Tanjung Priok: Pengungkapan Kebenaran untuk Rekonsiliasi Nasional, Jakarta: Dharmapena.
- Kontras (2008) Reproduksi Ketidakadilan Masa Lalu: Catatan Perjalanan Membongkar Kejahatan HAM Tanjung Priok, Jakarta: Kontras.
- Subhan, S. D. & FX Rudy Gunawan eds. (2004) Mereka Bilang di Sini Tidak Ada Tuhan: Suara Korban Tragedi Priok, Jakarta: Kontras.
- Jakarta: Kontras.
- Tapol (2002) Islam Diadili: Mengungkap Tragedi Tanjung Priok, Jakarta: TePELOK Press.
- ELSAM (2003a) Progress Report #1: Pengadilan HAM Tanjung Priok.
- ELSAM (2003b) Progress Report #2: Monitoring Pengadilan Hak Asasi Manusia Kasus Tanjung Priok.

ELSAM (2003c) Progress Report #3: Monitoring Pengadilan HAM Ad Hoc Tanjung Priok.

Komisi Nasional Hak Asasi Manusia (2003) Laporan 5 Subtim Kajian Tim Pengkajian Pelanggaran HAM Soeharto Komisi Nasional Hak Asasi Manusia.

Kontras (年次報告書) Summary Report Kontras Pengadilan HAM adhoc Tanjung Priok 1984.

＜ドキュメント＞

Nomor: 001/BAP/KP3T/111/00 (チベロン)

Nomor: 052/BAP/KP3T/111/00 (ギニー・ギキ)

Nomor: 104/BAP/KP3T/V/00 (ギニー・ナタリ)

報告書

Putusan Nomor 04.HAM/Ad Hoc/23/Pengadilan HAM Jakarta Pusat.

Transkrip Keterangan Putusan Terdakwa Soetriono Mascung Tanggal 20 Agustus (ELSAM).

雑誌・書籍

D & R (1998) Tanjungpriok, 14 Tahun yang Lalu (27 Juli).

Harian Tempo (2000) Jejak Try dan Benny di Tanjung Priok (7 Mei).

Kompas (1984) Penjelasan Resmi Pangkoptamtib tentang Peristiwa Priok (14 September).

Kompas (1998) Korban Kasus Tanjungpriok Bermujuk Rasa di Komnas HAM (20 Juni).

Kompas (1998) F-PP Usulkan Tim Pencari Fakta Peristiwa Tanjung Priok (11 Juli).

- Kompas (1998) Usut Tuntas Kasus Tanjungpriok. Lampung, dan Aceh (2 September).
- Kompas (2000) Rekomendasi KPP HAM Priok: Prikisa Seluruh Personel yang Terlibat (17 Juni).
- Kompas (2000) Komnas HAM Lakukan Skandal Politik dan Hukum (19 Juni).
- Kompas (2000) Korban Tanjungpriok Tolak Hasil KPP HAM (21 Juni).
- Kompas (2001) Try Sutrisno dan Keluarga Korban Tanjung Priok Bertemu Presiden (16 Maret).
- Kompas (2001) Try Sutrisno Kembali Berdamai dengan Korban Tanjung Priok (22 September).
- Kompas (2003) Surat Dakwaan Kasus Tanjung Priok Selesai (11 Februari).
- Tajuk (2000) Tragedi Tanjung Priok, Enam Belas Tahun Kemudian (26 Oktober).
- ナ、ハ、ト、ハ、大、極
- <http://www.laskarmerahputih.org/> (11014年1月10日閲覧)
- <http://us.metro.news.viva.co.id/news/read/405620-polisi-telusuri-plihak-yang-sewa-laskar-merah-putih> (11013年11月10日閲覧)

● 著者紹介 ●

- ① 氏名……今村祥子(いまむら・さち子)。
- ② 所属・職名……大阪市立大学文学部都市文化研究センター・研究員。
- ③ 生年・出身地……一九七一年、横浜。
- ④ 専門分野・地域……比較政治・インドネシア現代政治。
- ⑤ 学歴……東京大学大学院法学政治学研究所(比較政治専攻)単  
位取得退学。
- ⑥ 職歴……同志社大学非常勤講師。
- ⑦ 現地滞在経験……インドネシア(二〇〇〇～二〇〇二年、二〇〇四  
～〇五年)。
- ⑧ 研究方法……インタビュー、参与観察。
- ⑨ 所属学会……アジア政経学会、日本比較政治学会。
- ⑩ 研究上の画期……スハルト体制の崩壊。当分崩れそうにな  
いと感じていた体制が脆く壊れたことに大きな驚きを覚えた。
- ⑪ 推薦図書……丸山眞男『現代政治の思想と行動(増補版)』(未  
来社、一九六四年)。